

特許協力条約に基づく国際出願

願書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

受理官庁記入欄	
国際出願番号	
国際出願日	
(受付印)	

出願人又は代理人の書類記号 (希望する場合、最大12字)

第I欄 発明の名称

第II欄 出願人 <input type="checkbox"/> この欄に記載した者は、発明者でもある。	
氏名(名称)及びあて名：(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載。下記の住所(國名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の國が、出願人の住所(國名)として扱われる。)	電話番号：
	ファクシミリ番号：
	出願人登録番号：

電子メールの使用の承認：受理官廳、國際調査機關、國際事務局又は國際予備審査機關に對して、それらの機關が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの國際出願に關する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。
 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 電子メールによる通知のみを希望する(書面による通知の送付は希望しない)。
 電子メールアドレス：

國籍(國名)：	住所(國名)：
---------	---------

この欄に記載した者は、次の指定國についての出願人である：
 すべての指定國 追記欄に記載した指定國

第III欄 その他の出願人又は發明者
<input type="checkbox"/> その他の出願人 又は發明者が續葉に記載されている。

第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、國際機關において出願人のために行動する：
 代理人 共通の代表者

氏名(名称)及びあて名：(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載)	電話番号：
	ファクシミリ番号：
	代理人登録番号：

電子メールの使用の承認：受理官廳、國際調査機關、國際事務局又は國際予備審査機關に對して、それらの機關が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの國際出願に關する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。
 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 電子メールによる通知のみを希望する(書面による通知の送付は希望しない)。
 電子メールアドレス：

通知のためのあて名：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第III欄 その他の出願人又は発明者

この續葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載。下記の住所（國名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の國が、出願人の住所（國名）として扱われる。）		この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）
出願人登録番号：		
國籍（國名）：	住所（國名）：	
この欄に記載した者は、次の指定國についての出願人である： <input type="checkbox"/> すべての指定國 <input type="checkbox"/> 追記欄に記載した指定國		
氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載。下記の住所（國名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の國が、出願人の住所（國名）として扱われる。）		この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）
出願人登録番号：		
國籍（國名）：	住所（國名）：	
この欄に記載した者は、次の指定國についての出願人である： <input type="checkbox"/> すべての指定國 <input type="checkbox"/> 追記欄に記載した指定國		
氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載。下記の住所（國名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の國が、出願人の住所（國名）として扱われる。）		この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）
出願人登録番号：		
國籍（國名）：	住所（國名）：	
この欄に記載した者は、次の指定國についての出願人である： <input type="checkbox"/> すべての指定國 <input type="checkbox"/> 追記欄に記載した指定國		
氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び國名も記載。下記の住所（國名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の國が、出願人の住所（國名）として扱われる。）		この欄に記載した者は次に該当する： <input type="checkbox"/> 出願人のみである。 <input type="checkbox"/> 出願人及び発明者である。 <input type="checkbox"/> 発明者のみである。 （ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）
出願人登録番号：		
國籍（國名）：	住所（國名）：	
この欄に記載した者は、次の指定國についての出願人である： <input type="checkbox"/> すべての指定國 <input type="checkbox"/> 追記欄に記載した指定國		
<input type="checkbox"/> その他の出願人又は発明者が他の續葉に記載されている。		

追記欄 この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. すべての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第VIII欄 (i) から (v) までを除く）。

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、

(i) 出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第III欄の続き」と表示し、第III欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

(ii) 第II欄又は第III欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（廣域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許）を記載する。

(iii) 第II欄又は第III欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、すべての指定国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（廣域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許）を記載する。

(iv) 第IV欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第IV欄の続き」と表示し、第IV欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

(v) 第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が4件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2. 国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加實用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は2文字の国コードを記載し、かつ、「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加實用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する

（規則4. 11 (a) (i) 及び4.9の2. 1 (a) 又は (b)）。

3. 国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「US」と記載し、かつ、「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則4. 11

(a) (ii) 及び4.9の2. 1 (d)）。

第V欄 國の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束されるすべてのPCT締約國を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。しかしながら、以下の國については指定をせず、その國の国内保護を求めない。

- DE ドイツについては指定をしない
- JP 日本については指定をしない
- KR 韓国については指定をしない

(上記のチェック欄は、上記の特定の國の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則26の2.1により上記の特定の國における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その國の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いつたん除外した指定は、それを変更することはできない。)

第VI欄 優先権主張及び優先権書類

以下の先の出願に基づく優先権を主張する:

先の出願日 (日, 月, 年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願: パリ条約同盟國名又はWTO加盟國名	広域出願: 広域官庁名	国際出願: 受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				

他の優先権の主張 (先の出願) が追記欄に記載されている。

優先権書類の提出:

受理官廳に対して、上記の先の出願 (受理官廳と同じ官廳に対して出願されたものに限る。) のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。

- すべて
- 優先権(1)
- 優先権(2)
- 優先権(3)
- その他は追記欄参照

国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報 (国際事務局が規則17.1(b)の2)の電子図書館 (以下「電子図書館」という。) から取得できるものに限る。) を電子図書館から取得することを請求する。

- 優先権(1)
 - 優先権(2)
 - 優先権(3)
 - その他は追記欄参照
- アクセスコード_____ アクセスコード_____ アクセスコード_____

優先権の回復: 上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目 () について優先権の回復を受理官庁に対して請求する。(優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第VI欄の備考を参照)

引用による補充: 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する発明の説明、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官廳が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手續を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

第VII欄 国際調査機關

国際調査機關 (ISA) の選擇 (2以上の国際調査機關が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。) ISA/

第VIII欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第211号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。

第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則4.17(i)及び 51の2.1(a)(i)）

この申立ての続葉として「第VIII欄(i)の続き」がある

第VIII欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第212号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。

第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則4.17(ii)及び51の2.1(a)(ii)）

この申立ての続葉として「第VIII欄(ii)の続き」がある

第VIII欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第213号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。

第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則4.17(ii)及び51の2.1(a)(iii)）

この申立ての續葉として「第VIII欄(iii)の續き」がある

第VIII欄 (iv) 発明者である旨の申立て (米國を指定國とする場合)

申立ては實施細則第214号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。
第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の總論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

**発明者である旨の申立て (規則4.17(iv)及び51の2.1(a)(iv))
(米國を指定國とする場合)**

私は、自らが本{出願の請求の範囲に記載されている発明の最初の発明者、あるいは最初の共同発明者であると信じていることを、ここに申\し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす國際出願を對象としたものである (出願時に申立てを提出する場合)。

本申立ては、國際出願 PCT/_____を對象としたものである(規則26の3に従って申立てを提出する場合)。

私は、上記國際出願を自ら行つた、又は行うことを許可したことを、ここに申\し立てる。

私は、本申立てを故意に虚偽の陳述などを行つた場合は、合衆國法典第18編第1001條に基づき、罰金、5年以下の懲役、又はその兩方により處罰されることを、ここに申し立てる。

氏名： _____

住所： _____
(都市名及び、米國の州名 (該当する場合) 又は國名)

郵便のあて名： _____

発明者の署名： _____ 日付： _____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

氏名： _____

住所： _____
(都市名及び、米國の州名 (該当する場合) 又は國名)

郵便のあて名： _____

発明者の署名： _____ 日付： _____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

この申立ての續葉として「第VIII欄(iv)の續き」がある

第VIII欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第215号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。

第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て (規則4.17(v)及び51の2.1(a)(v))

この申立ての續葉として「第VIII欄(v)の續き」がある

第VIII欄 (i)～(v)の續き 申立て

第VIII欄(i)～(v)の紙面が不足する場合 (同欄(iv)において3人以上の發明者を記載する場合を含む)、「第VIII欄…((i)～(v)の番号を記載)の續き」とした上、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない。

P C T

手 数 料 計 算 用 紙

願 書 付 属 書

受 理 官 庁 記 入 欄

国際出願番号

受理官庁の日付印

出願人又は代理人の書類記号

出願人

所定の手数料の計算

1. 及び 2. 送付手数料[T]及び調査手数料[S]の合計

	円	T+S
--	---	-----

3. 国際出願手数料

国際出願手数料

国際出願に含まれる用紙の枚数 _____ 枚

i1 最初の 30 枚まで.....

	円	i1
	円	i2

i2 _____ × _____ =
30枚を超える用紙の枚数 用紙一枚の手数料

i1及び**i2**に記入した金額を加算し、合計額を**I**に記入.....

	円	I
--	---	---

4. 優先権書類手数料 (必要に応じて) 円 (P)

5. 優先権主張の回復手数料 (必要に応じて) 円 (RP)

6. 先の調査書類手数料 (必要に応じて) 円 (ES)

7. 納付すべき手数料の合計

T+S, I, RP 及びESに記入した金額を加算し、総額を合計に記入

	円
合 計	

見込額からの納付の申出

子納台帳番号

納付番号

送付手数料、調査手数料及び国際出願手数料については、合計金額を特許印紙をもって納付しなければならない。

ただし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条第1項の規定により、見込額からの納付の申出により行うことができる。この場合、「子納台帳番号」欄に見込額からの納付の申出を行う者の子納台帳の番号を記載し、願書第X欄にその者が押印をしなければならない。

また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第41条の9の規定により、電子情報処理組織を使用して特許廳長官から得た納付情報により手数料を納付する(電子現金納付)の場合は、納付番号の欄に納付番号を記載する。